

3割超が返済免除申請

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、失業した生活困窮者などに貸し付けていた「コロナ特例貸付」をめぐり、返済免除申請をした人が3割超にのぼることが、16日までに分かりました。全国社会福祉協議会（全社協）の政策委員会が出した中間とりまとめで明らかになりました。全社協は中間とりまとめを受けて、生活保護制度を必要人に届く仕組みにする措置を図ることなどを盛り込んだ提言を国に出しています。

全社協「コロナ特例貸付」

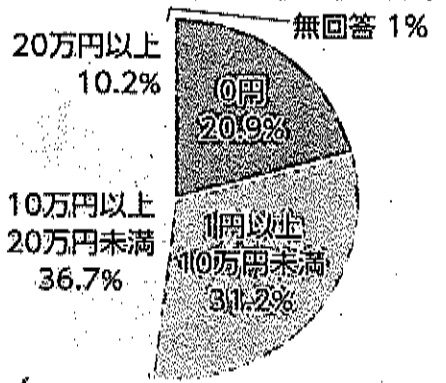
数は、2020年3月～22年9月末までで、約380万件でした。来年1月から順次、返済が始まります。返済時に住民税非課税であれば返済免除の対象になります。

年齢層が多様に
特例貸付は、コロナ以前の貸し付けに比べ、年齢層が2代から中年までと多様になりました。職業も自営業者や契約社員・派遣社員、会社員・会社役員などが増加しました。特に、自営業者は1.20倍になりました。

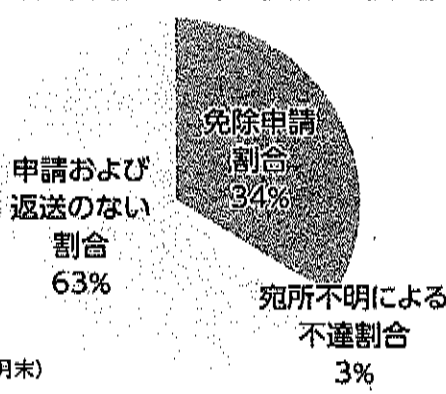
借入時の収入が「0円」だった人が2割、

「社会保障再構築へ」国に提言

〈コロナ特例貸付の借入時の収入額〉



〈返済免除案内発送済み債権の状況〉



(2022年10月末)

全国社会福祉協議会の政策委員会が出した中間とりまとめを参考に作成

「10万円未満」は3割いました。一定の収入があった人が、コロナ禍の中で失業や休業、営業時間の短縮などに陥り、収入が途絶えた

府県の社協と1690の市区町村社協が回答。コロナ禍以前から▽生活困窮の状態の人が多く▽雇用が不安定な状態の人が多いの

「コロナ禍で顕在化し

り減収した結果、特例貸付を申請したと述べています。

特例貸付の取り組み実態調査には、47都道府県の社協と1690の市区町村社協が回答。また、97.9%が、「生活保護の利用に至らないが生活が苦しい状態の人が多い」と答えました。

項目で、都道府県社協のすべてが「とても感じる」「やや感じる」と回答。また、97.9%が、「生活保護の利用に至らないが生活が苦しい状態の人が多い」と答えました。

た困窮者の生活再建を支援するためには、社協などの相談支援体制を強化する必要があるとして、生活困窮者への支援体制の強化や社協体制の整備・強化の早急な実現を政府に要望しました。

今後の社会保障・セーフティーネットの再構築に向けて、▽生活保護を必要人に届く仕組みにするため、財源と人員面で必要な措置を図る▽社会保障の枠組みに「住まい」を位置づけ、「住宅付き包括支援体制」の構築を図る▽新たな困難層として浮上した自営業者・フリーランス向け支援を拡充し、休業補償等の仕組みを検討するーなど、7項目の提言を出しました。